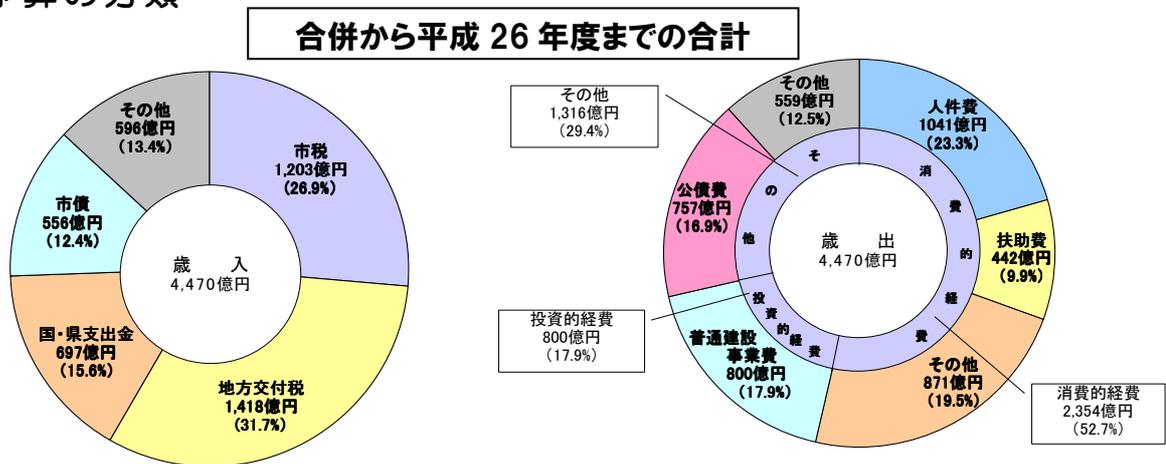




財 政 計 画

新市の財政計画は、合併後10年間の財政運営の指針として、歳入・歳出の項目ごとに現況及び過去の実績、経済情勢、人口推移等を勘案しながら推計し、合併前の川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甌島衛生管理組合を含む普通会計ベースで作成したものです。作成に当たっては、想定される合併効果等に加え、一般財源の節約に努めながら新市において健全な財政運営が行えるように十分留意しました。また、第5章の基本計画・まちづくり事業計画についても、合併後の新市において、緊急性・効果等を勘案しながら策定していく実施計画等に従い、限られた財源の中で実施することとしています。

● 予算の分類



区 分		内 容
歳 入	市 税	地方公共団体が、その行政に要する一般経費を賄うために、その団体の住民及び企業から徴収する課徴金です。地域間の税源の偏在と財政力の不均衡を是正すると共に、全ての地方公共団体に一定の行政水準を確保できるよう財源を保証するため、国が一括徴収した財源を配分するものです。
	地方交付税	地方公共団体の支出する特定の経費に対して国が負担する全ての支出金です。
	国庫支出金	市町村の支出する特定の経費に対して国が負担する全ての支出金です。
	県支出金	地方公共団体が建設事業等の財源を調達するため、国又は金融機関等から借り入れる資金で、その償還が次年度以降にわたるものです。
歳 出	消費的経費	職員等に対し勤労の対価、報酬として支払われる経費です。(職員給与、退職金、委員等報酬、議員報酬等)
	扶助費	各種法令に基づき被扶助者に対して支出する経費です。(生活困窮者、児童、老人、障害者等の援助費)
	投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費です。
	その他	市債の元利償還に要する経費です。





● 合併に伴う財政支援措置

		限度額	活用額（財政計画）
国の支援	臨時的経費に対する財政措置	約24億円	約24億円
	市町村合併補助金	約8億円	約8億円
県の支援	市町村合併特例交付金	10億円	10億円
	合併特例債	約480億円	約200億円
	計	約522億円	約242億円

- ・ 合併に伴う経費などについて、国・県からの支援額は約42億円です。
- ・ 合併特例債は、後年度の返済を考慮し、事業実施可能額の約480億円のうち200億円（約4割程度）を活用します。

● 合併による新たな投資への対応

- ・ 普通建設事業費は、合併特例債の活用を含み約800億円となり、合併しなかった場合と比較すると約121億円の増額を見込んでいます。これは、新市一体化躍動プラン事業など、合併による新たな投資に取り組むために必要な額です。ただし、新規事業については、事業調査を行った上で、緊急性・効果等を勘案し着手するものとします。

● 歳入・歳出の比較

区 分		合併しなかった場合	合併した場合	差 額
歳入	市税	120,130	120,326	196
	地方交付税	134,686	141,842	7,156
	国県支出金	68,146	69,667	1,521
	市債	45,334	55,555	10,221
	その他	98,864	59,623	-39,241
	計	467,160	447,013	-20,147
歳出	人件費	111,019	104,147	-6,872
	扶助費	41,416	44,165	2,749
	物件費	59,278	54,260	-5,018
	その他消費的経費	51,585	32,819	-18,766
	普通建設事業費	67,900	80,000	12,100
	公債費	72,577	75,733	3,156
	その他	52,216	55,889	3,673
	計	455,991	447,013	-8,978

（単位：百万円）

- ・ 10カ年累計の人件費は、合併しなかった場合と比較すると約69億円の削減効果を見込んでいます。
- ・ 物件費は、合併しなかった場合と比較すると約50億円の削減効果を見込んでいます。
- ・ 扶助費は、今後福祉分野の経費が増え、約28億円の増額を見込んでいます。
- ・ 公債費（10カ年累計）は、約32億円の増額を見込んでいます。
- ・ 新市においては、国・県の財政状況や地方交付税制度の動向を見極めながら、中・長期的視点に立った財政運営を図ります。

